## 損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月2日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	7, 200, 000円
事件の概要	別紙

## (別 紙)

## ・事件の概要

平成30年12月5日午後3時頃、慢性硬膜下血腫手術時に尖頭器(頭蓋骨に 穴をあける機器)が頭蓋骨を貫通し脳損傷をきたしたことが原因で、術後失 語症と右片麻痺が発生した。入院前の日常生活動作は食事、トイレ、入浴、 衣服の着脱、移動全て自立しており、会話等も特に問題なくできていたが、 事故後は左前頭葉に脳挫傷があり、右片麻痺と失語症の後遺症が発生したこ とにより、一人での外出が不可能な状態となり、食事や衣服の着脱等も家族 の介助が必要で、会話での意思疎通も困難な状態である。今後も継続的リハ ビリ通院が必要であり、今回発生した事故について損害賠償を求められた。